

5. プレーの中断と再開の合図（規則 5.7）

- ・差し迫った危険のための即時中断：本部より競技委員を通じ競技者に連絡する。
- ・危険な状況ではない中断：本部より競技委員を通じ競技者に連絡する。
- ・プレーの再開：本部より競技委員を通じ競技者に連絡する。

※上記のすべての合図については、同時にマイク放送及びカート設置のナビゲーションシステムを用いて通報する。

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

6. 練習（規則 5.2 及び規則 5.5 b）

(a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間の練習禁止

ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、規則 5.2b は次の通り修正される：

「ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。」規則 5.2 の違反の罰：最初の違反は 2 罰打、2 回目の違反は失格

例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。

(b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くでの練習禁止

ローカルルールひな型 I-2 を適用し、規則 5.5b は次の通り修正される：

「2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない：

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。又は、
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。」

7. 移動

ラウンド中、プレーヤーはいつでも動力付きの移動機器に乗車することができる。

8. キャディー

プレーヤーは、ラウンド中、キャディーを使用してはならない。

この条件の違反の罰は、違反のあった各ホールに対して一般の罰（2 罰打）とし、違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合には、次のホールで一般の罰（2 罰打）を受ける。

《競技の条件》

9. 参加資格

プレーヤーは各競技に定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

10. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーは、スコアリングオフィシャル（競技委員等）にその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。